

## 浜松市公告第427号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年4月5日

浜松市長 中野 祐介

記

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 広報車の購入  
(課名 警防課 契約番号 2024001553)
- (2) 数量 1台
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 浜松市消防局
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

### 2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

#### (1) 納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【納期厳守】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認める場合は、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、対象物品が、令和7年3月31日までに納入されないときは、本市は契約を解除するものとし、このときにおいて、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

#### (2) 一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

#### (3) 入札書の提出方法の追加等

本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②調達課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の2つの方法を認める。各提出方法の詳細は、別記の7で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項目で確認すること。

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格（物品 業種分類 2022車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

#### 4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の5により入札執行日の前3日間浜松市役所調達課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

#### 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

#### 8 入札方法等

- (1) 契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。  
なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務生じるものではない。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算

した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

### ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

## 11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

## 12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

## 13 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ

電話 053-457-2171

FAX 050-3730-3713

E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 【 別 記 】

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年4月5日（金）から 令和6年4月17日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）  
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先 浜松市役所財務部 調達課 053-457-2171
- (4) 様 式 市長が定める様式とする。
- (5) そ の 他

ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

### 2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

#### (1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）

#### (2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和6年4月19日（金）午後1時から令和6年4月25日（木）までの間に、調達課で受け取ること。（12項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和6年4月19日（金）に発送又は発信する。

### 3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

#### (1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。

#### (2) 要求期限

令和6年4月23日（火）午後5時まで（提出先に必着）

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

#### 4 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 提供方法

浜松市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和6年4月5日(金)から令和6年4月25日(木)まで

#### 5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年4月17日(水)午後5時まで(提出先に必着)

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年4月19日(金)から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 入札執行日時等

(1) 日 時 令和6年4月26日(金)午前9時30分

(2) 場 所 浜松市役所財務部 調達課 入札室

#### 7 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参(以下「事前提出」という。)

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和6年4月22日(月)から令和6年4月25日(木)まで

(12項に記載する開庁時間内に限る。)

- イ 提出先 浜松市役所財務部 調達課
- ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

- ア 受領期限 令和6年4月22日(月)から令和6年4月25日(木)まで(必着)  
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

- イ 送付先 浜松市役所財務部 調達課(13項に記載のとおり。)
- ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

## 公 用 車 仕 様 書

契約No	件名	2024001553 広報車の購入	
業 種	2022 車両・運搬機器類		
納入期限	令和7年3月31日(月)		
納入場所	浜松市消防局 浜松市中央区下池川町19-1		
目 的	災害活動に使用するため、消防車両を購入するもの。		
品 名	特殊自動車		
規格・参考車種名	ミニバン	デリカD:5	
数量	1 台		
同等品	同等品を提案する場合、質問書を調達課に提出すること。(4月17日期限厳守)		
ミッション	オートマチック		
燃料形式	軽油自動車		
装備等	仕様書のとおり		
塗装等	仕様書のとおり		
排出基準 燃費基準等	排出、燃費ともに環境に配慮した車両であること。		
注意事項	自賠償保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。		
お問い合わせ先	警防課機械装備グループ		担当 曾根春寿
	TEL 053-475-7531		FAX 050-3537-8983

- \* 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。
- \* 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

令和6年度

広報車

仕様書



浜松市



## 第1 総 則

### 1 適用範囲

この仕様書は、浜松市が令和6年度に購入する広報車（以下「車両」という。）について適用する。

### 2 条 件

- (1) 製作は、本仕様書によるほか、I S O認証を取得した品質管理システムにて製造が行われているとともに、次の条件を満たし、最適の構造及び機能を有するものであること。
- (2) 完成車は、「道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）」及び「道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」に適合し、かつ、消防用緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) 各部の構造及び各種装置は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み消防活動に十分耐えられるものであるとともに、使用取扱上の安全性及び操作性も考慮したものであること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合、または変更の要を認めたときは、直ちに浜松市に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。なお、不審な点は浜松市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。契約後に生じた疑義は、全て浜松市の解釈に従うものとする。
- (5) 車両総重量は、3,500kg未満であること。

### 3 検査及び試験

- (1) 中間検査は、装備品を取り付ける直前に実施し、検査申請は書面をもって行うものとする。
- (2) 走行検査は、完成検査前に全装備で行い、結果の書面をもって行うものとする。
- (3) 完成検査は、浜松市検査員と受注者が立会いのうえ実施し、浜松市が合格と認めた場合引渡しを受けるものとする。不合格と認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けること。
- (4) その他、浜松市が検査を必要と認めた場合は、随時行うものとし、必要書面を速やかに提出すること。

### 4 納入

- (1) 完成車両の納入場所については、浜松市が指定する。
- (2) 納入に際し、受注者は十分な点検整備を行っておくこと。
- (3) 納入期日は、令和7年3月31日（月）とする。

### 5 保 証

- (1) 保証期間は、メーカー及び艤装受注者の定めた期間（納入後から起算して12ヶ月以上）とし、当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。以下同じ。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替えその他必要な措置を講ずること。なお、保証期間満了後であっても、構造又は製作にかかる技術に起因した不備欠陥による故障等の場合は、受注者の責任においてすべて無償で修理するものとする。
- (2) 納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。なお、年末年始等、休日におけるサービス体制も提出すること。
- (3) 受注者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理等の対応ができるものとするため、車両の現状確認を4時間以内、修理対応を12時間以内を実施するものとする。なお、車両の現状確認とは、当該故障箇所を確認した上での修理内容の回答

を意味し、修理対応とは、部品交換等の修理着手（緊急自動車としての運行が行えるよう回復させる応急処置を含む）を意味する。

(4) 車両整備上必要な部品は、納入後14年以上確保し、浜松市から要求があれば迅速に供給できること。

## 6 発注台数

発注台数は1台とし、北消防署へ配備されるものとする。

## 7 技術指導

(1) 受注者は、技術指導のため車両納入後に、浜松市の指示する日時に指導員を派遣し次の事項について指導すること。

### ア 車両全般

車両の取扱、各種スイッチ類に示す機能の説明及び点検箇所

### イ 艤装全般

### ウ その他

積載品等（資機材等）で浜松市の要望に応じ、技術指導を実施すること。

(2) 技術指導日時、回数については別途協議の上、決定する。

(3) 講師等の派遣費用については、受注者が負担すること。

## 8 補則

### (1) 新規登録費用

新規登録に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、自動車賠償責任保険、自動車重量税及び自動車再資源化預託金（自動車リサイクル料金）の費用については浜松市が負担する。

### (2) その他の施工

本仕様書に定めない事項についても、メーカー及び納入業者の公表した仕様及び機能上、工作上、当然必要と思われるものは施工すること。

## 第2 提出書類

### 1 艤装承認

契約後、受注者は制作上の細部について浜松市と打合わせを行い、速やかに次に掲げる図書を提出し、承認を受けた後に製作を行うこと。なお、それぞれ2部提出、承認後1部を受注者に返却する。

#### (1) 製作工程表

#### (2) 諸元表（シャシ・艤装品）

#### (3) 製作図

ア 艤装外観5面図（前後面、両側面、上面）

イ 車内艤装図

ウ 電気配線系統図・電気配線図

#### (4) その他浜松市で指示するもの

### 2 緊急自動車届出

緊急自動車届出確認手続きは浜松市が行う。受注者は自動車登録検査を受けようとする日の4週間前までに次に掲げる書類を各3部浜松市に提出すること。また、車両納入日の2週間前に自動車登録検査を完了させ、自動車検査証の写しを1部浜松市に提出すること。

- (1) 自動車譲渡証明（写し）
- (2) 写真（前後左右・カラー）
- (3) 契約書（写し）
- (4) 改造概要等説明書（写し）又は改造自動車等審査結果通知書（写し）
- (5) 車体艤装図（赤色警光灯を朱塗りすること）

3 納入時、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 各種機器取扱説明書 各2部
- (2) 車両関係取扱説明書 1部
- (3) 保証書 1部
- (4) 製作図一式 2部
- (5) シヤシ及び工程カラー写真
  - ア 製作工程に基づくシヤシから完成車までの状況を撮影したもの
  - イ 完成車両各部
  - ウ 完成時全体（4面、上面）
- (6) その他浜松市で指示するもの

### 第3 仕様

#### 1 シヤシ

- (1) 車体形状 ワンボックス型（5ドア以上）
- (2) エンジン形式 ディーゼルエンジン
- (3) 排気量 2, 267cc以上
- (4) 最高出力 107kW以上
- (5) 駆動方式 四輪駆動
- (6) 変速装置 オートマチックトランスミッション
- (7) 乗車人員 8名以上
- (8) 車体寸法
  - ア 全長 4, 800mm以下（艤装含まず）
  - イ 全幅 1, 795mm以下（艤装含む）
  - ウ 全高 1, 875mm以下（艤装含む）
- (9) 制動装置 ABS装置付
- (10) バッテリー 車両標準品
- (11) 装備品
  - ア 操舵装置 右ハンドル、パワーステアリング付
  - イ 後退警報機 電子アラーム（停止スイッチ取付）・合成音声（右左折・後退）
  - ウ エアコンディショナー 純正品
  - エ オルタネーター 全ての電装品を使用しても十分な能力を有すること。
  - オ 予備タイヤ 各種1本（ホイール付）
  - カ サンドバイザー 運転席・助手席
  - キ 泥除け 全輪
  - ク ラジオ 純正同等品

ケ 集中ドアロック	全扉連動
コ マット	フロアマット、デッキマット
サ グリップ	標準品及びオプション品
ソ エンジンキー	リモコンキー 2 本、スペアキー 3 本
タ その他	メーカー公表標準仕様

## 第4 艀 装

### 1 艀装全般

艀装全般は次のとおりとする。

- (1) 車両に使用する材料及び部品等は、特に指定するものを除き、日本産業規格 (JIS) 及び国際標準化機構 (ISO) の規格に適合するものを使用すること。
- (2) プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。
- (3) ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (4) 木材を使用する場合は、十分乾燥したものを扱い、製作後に変形、歪み等が発生しないこと。
- (5) 全般にわたり、防水性を考慮すること。
- (6) 車体及び電装品等は、無線機及び積載資機材の使用に支障（無線障害、雑音等）の出ないものを使用すること。
- (7) 車両の前後左右の荷重配分には、十分配慮すること。
- (8) 車体の構造及び艀装は、堅牢で耐久性を十分考慮して製作施工すること。
- (9) 各配線はヒューズボックスを介して配線すること。なお、ヒューズボックスには各名称及び容量を明記すること。

### 2 車 体

- (1) 車体上部に消防専用無線電話用アンテナを 2 本設け、車内指定位置まで配線を施すこと。また、車載移動端末 (A VM) 用のアンテナを設け、車内指定位置まで配線を施すこと。なお、消防専用無線電話用アンテナ (同軸含む) 及び車載移動端末 (A VM) 用アンテナ (同軸含む) は支給する。
- (2) フロントパネル中央部に消防章を取り付けること。
- (3) サイレン及び灯火類は次によることとする。

#### ア サイレン

- (ア) 電子サイレンアンプは、指定位置に取り付けるものとする。
- (イ) ハンドマイクを備え、電子サイレンアンプを経て外部スピーカーにより拡声させること。
- (ウ) 音声合成付きとし、音声内容は別途指示する。
- (エ) 電動サイレン (自動吹鳴装置付) を取付けること。
- (オ) 電動サイレン吹鳴時には、全ての赤色警告灯と連動するものであること。

#### イ 灯火類

- (ア) 車体上部前方に散光式赤色警光灯を設けること。
- (イ) 車体前部バンパーに赤色警光灯を 2 個設けること。
- (ウ) 車体後部扉に赤色警光灯を 2 個設けること。
- (エ) ルーフキャリア後部に照明灯一体型赤色警光灯 (保護枠付き) を 2 個設けること。なお、照明灯を点灯させるスイッチは、車内に設けること。

- (オ) 車体後部扉に赤色警光灯と連動するドア開放時赤色警光灯を2個設けること。
- (カ) 車体上部又はルーフキャリア両側面に照明灯（保護枠付き）を各2個設置すること。なお、照明灯を点灯させるスイッチは、右側面・左側面に分け、車内に設けること。
- (キ) 標識灯を車両上部に設けること。
- (ク) フォグランブを前部に設けること。

(4) 音声合成装置による警報装置を設けること。（右左折・後退）

### 3 車内設備

#### (1) 後部座席

- ア 各座席の生地は、撥水・撥油機能を持つ素材を採用すること。
- イ 各座席には、シートベルトが装備されていること。

#### (2) 窓

- ア 前面及び前席側面以外の窓ガラスは、黒色フィルム等により、車外から車内が容易に見えないようにすること。
- イ ガラス窓の保護枠の設定のある車両にあつては、保護枠を設けること。

(3) 艀装電装品配線電源は車両キースイッチ（ACC）と連動すること。

(4) ドア開放時の危険防止のための黄色反射テープを縁部に取り付けること。

(5) 車両内指定位置に消防専用無線（デジタル無線）電話用の専用電源配線を設けること。また、車載移動端末（AVM）取り付け用の配線（車速信号、後退信号、ACC電源）を施すこと。なお、消防専用無線電話及び車載移動端末の取り付けは、浜松市が指定する業者が行う。

(6) 消防専用無線電話等の取り付け部及びAVM装置取付台を安全性に考慮し設けること。

### 4 その他

各操作ボタン、スイッチ類等及びタイヤ空気圧力には、名称と操作方法または単位を明示したプレートを取付ける等、見やすい位置に日本語でわかりやすく表示すること。

## 第5 塗装等及び記入文字

### 1 塗装等は次のとおりとする。

- (1) 車体は、消防色（日本塗料工業会規格145番又は類似色）とし、メッキ部分については塗装しないものとする。
- (2) 車体周囲に再帰反射材等を貼付すること。色及び位置等の詳細については、別途打合せとする。

### 2 記入文字は次のとおりとする。

- (1) 車両両側面指定位置に白色文字テープで「浜松市消防局」を指定文字で作成し貼付すること。
- (2) 車両両側面後部指定位置に白色文字テープで「指定する車名」を指定文字で作成し貼付すること。
- (3) 標識灯に黒文字テープで「指定する車名」を指定文字で作成し貼付すること。
- (4) 車両左側前部指定位置に白色文字テープで「指定する車番」を指定文字で作成し貼付すること。
- (5) 車両上部中央に白色文字テープで「指定する車番」を指定文字で作成し貼付すること。
- (6) 指定のない記入文字、字体及び寸法は別途指示する。
- (7) 記入文字の色、字体等は次のとおりとする。

位 置	色	字 体	サイズ
左右ドア	白色	浜松ビジュアルアイデンティティデザイン	120mm×120mm 程度
標識灯	黒色	丸ゴシック	適宜

※左書きとすること。

※表中のサイズについては、貼付場所の状況に応じて変更できることとする。

※字体の「浜松ビジュアルアイデンティティデザイン」が作成できない場合、「新ゴ・ファミリー」で代用することができる。

## 第6 装備品、取り付け品及び付属品の仕様

- (1) 別表一覧に示すものを、本文中の指定の積載場所に従い備えること。
- (2) 装備品は、災害現場での活動を考慮し、即使用可能な状態で設定し積載すること。
- (3) 本仕様書に明示されていない収納方法及び場所等は、浜松市と調整し決定すること。

## 1 シャシ

No.	品名	規格	数量
1	シャシ (D5 Gパッケージ相当)	ワンボックス、5ドア、定員8人 メーカー標準装着の安全装備	1式
2	エンジン	ディーゼルエンジン	1式
3	トランスミッション	オートマチックトランスミッション パドルスイッチにて任意のシフトに変更できること	1式
4	駆動方式	4輪駆動	1式
5	ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング	1式
6	ブレーキ	A B S 装置	1式
7	ヘッドランプ	純正品	1式
8	フォグランプ	純正品	1式
9	集中ドアロック	純正品 (各扉連動)	1式
10	パワーウインドウ	純正品 (運転席・助手席)	1式
11	エアコンディショナー	純正品	1式
12	リヤクーラー	純正品	1式
13	ドアミラー	左右 (電動格納式)	1式
14	サイドバイザー	純正品	1式
15	ノーマルタイヤ	車両取付分 (純正アルミホイール) スペアタイヤ含む	1式
16	泥除け	全輪	1式
17	車体塗装・文字記入		1式
18	反射材	指定位置に再帰性反射材張付	1式

## 2 車両装備品及び取付品

No.	品名	規格	数量
1	電子サイレンアンプ	TSK-D151又は同等品	1式
2	赤色警光灯	XB12-F7A50又は後継品	1式
		車体前部・後部 LFA-50又は後継品	4式
		ルーフキャリア後部 LFA-300又は後継品 (保護枠付き)	2式
		車体後部扉 LFR-1又は後継品 (点滅ユニット付き)	2式
3	後退警報機	消音スイッチ付	1式
4	消防章		1式
5	室内照明灯 (LED式)	室内照明 (LED式)	1式
		荷室収納部天井左右 (LIA-W)	1式
6	マップランプ	助手席のAピラー付近 (スイッチ付)	1式
7	照明灯	車体上部両側面 各2箇所 LIA-200又は後継品 (保護枠付き)	4式

### 3 車両積載品及び付属品（※印 取付装置を含む）

No.	品名	規格	数量
1	タイヤチェーン	ゴム・樹脂製（スタッドレスタイヤ用）	1式
2	電動サイレン	自動吹鳴装置	1式
3	スタッドレスタイヤ	純正ホイール付き スペアタイヤ含む	5本
4	予備電球・ヒューズ	車両に使用しているすべての規格の物を各1個	1式
5	三角表示板	法令適合品	1個
6	点検ハンマー		1個
7	車輪止	2個1組	1式

### 4 その他の車両装備品及び取付品

No.	品名	規格	数量
1	無線・AVM用信号取出し	指定の位置まで配線	1式
2	AVM取付用ブラケット作成	詳細は打ち合わせにて決定（正規の向きで取り付け）	1式
3	無線用アンテナ	現物は支給、指定の位置まで配線	1式
4	プライバシーガラス	後部座席左右及び後面	1式
5	サイドカーテン	純正品 室内左右及び後面	1式
6	ドライブレコーダー	車両適合品 前後撮影（フォーマットフリー、SDカード32GB以上）	1式
7	フロアーマット	純正品又は車両適合品（フロアーマット・ラゲッジマット）	1式
8	ルーフキャリア	純正品又は同等品（荷物固定用バンド及びネット付）	1式
9	リヤラダー	純正品又は同等品	1式
10	アクセサリコンセント	純正品 AC100V	1式
11	ナンバープレートフレーム	純正品 メッキ（フロント・リア）	1式
12	バックモニター	純正品又は同等品	1式

### 5 その他の車両積載品及び付属品（※印 取付装置を含む）

No.	品名	規格	数量
1	車両工具	工具セット（KTC・SK322）相当品	1式
2	ブースターケーブル	5m	1式
3	携帯拡声器	TOA ER-1106又は同等品	1個
4	保安指示灯	FS-10（赤色）又は同等品	2本
5	給油間違い防止リング	XG13（軽油用）又は同等品	1式
6	カラーコーン	伸縮式（ジャバラ型）	4個
7	ワンタッチサンシェード	純正品 フロント用	1式
8	プライバシーテント	Misukin ES-001又は後継品	1式
9	簡易トイレ	ラップポン・トレッカーWT-4GV又は後継品 消耗品セットBタイプ DCケーブルBタイプ バッテリーLIB5-DX	1式